

第 6 次稲美町総合計画実施計画

(令和 8～10 年度)

ともにつくる 未来へつなぐ 稲美町

稲 美 町

総合計画実施計画の基本方針

1. 実施計画の目的

この計画の目的は、稲美町総合計画に示されたまちづくりを達成するために、今後 3 カ年にわたって実施すべき重要施策を体系づけ、計画的にその実現を図ろうとするものである。

2. 計画の性格

この計画は、総合計画の基本計画に掲げられた重要施策のうち、町が主体的に取り組むべき事業を編成したものである。また、将来のまちづくりを主眼に事業の重要性、緊急性、投資効果について検討を加えたものであり、予算編成の指針となるものである。

3. 計画の期間

この計画の期間は、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 カ年とする。

4. 計画の運用

この計画は、稲美町総合計画の施策体系に基づいて作成しており、各年度の実績や計画の背景となる社会経済情勢の変化に応じて毎年度修正を加え、新しい実施計画として計画期間、内容等を見直していくローリング方式を採用している。

5. 実施計画の読み方

		事業名				年度		3カ年の事業費 (千円)		課名
番号	区分	事業内容等				R6	R7	R8		
1	新規	土地利用計画策定事業（市街化調整区域）				■	■	■	16,811	都市計画課
		稲美町土地利用計画の見直しにより、市街化調整区域に田園集落まちづくりの指定を行うことで、人口減少や地域課題に対応し、地縁者等の定住による人口流出の抑制や空き家・空き地などの有効活用を促進する。								

新規: 新規事業
 拡充: 拡充事業
 重点: 重点事業
 繰越: 繰越事業

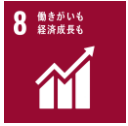
1. 緑豊かな自然と調和した安心して暮らせるまち
 (1) 調和のとれた土地利用の推進

基本目標
 政策

事業に関連するSDGs
 2 質の高い教育をみんなに
 8 持続可能な産業を創出
 11 持続可能な都市を創出
 17 パートナリシップで持続可能な発展を実現

6. SDGsの17のゴール

各施策をSDGsの考え方と関連付けることで、住民・事業者・行政の協力による持続可能なまちづくりを進めます。

	目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		目標10 各国内及び各国間の不平等を是正する
	目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		目標11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標12 持続可能な生産消費形態を確保する
	目標4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		目標13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		目標14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		目標15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	目標7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		目標16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する		目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	目標9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

1. 緑豊かな自然と調和した安心して暮らせるまち

(1) 調和のとれた土地利用の推進



番号	区分	事業名	年度			3か年の事業費 (千円)	課名
			R8	R9	R10		
		事業内容等					
1	重点	土地利用計画策定事業（市街化調整区域）	■			18,116	都市計画課
		現在の稲美町土地利用計画は、平成15(2003)年3月に策定後、約20年が経過し、地域における土地利用の課題が変化していることから見直しを行う。 人口減少や地域課題に対応するため、計画の見直しに合わせて、市街化調整区域に田園集落まちづくりの指定を行うことで、地縁者等の定住による人口流出の抑制や空き家・空き地などの有効活用を促進する。					
2	繰越	稲美北東部地区土地利用基本計画策定事業	■	■	■	21,737	都市計画課
		新たな工業用地の確保と既存工場の活力維持により雇用機会の創出を図る。					
3	重点	沿道活性化にぎわいづくり補助事業	■	■	■	12,000	都市計画課
		地区計画を決定し、建築規制を緩和した旧母里村役場跡周辺地区及び旧加古村役場跡周辺地区内における建築行為や開発行為に対し、補助を行うことで地域の活性化をめざす。					
4	重点	田園集落まちづくり住宅新築促進事業	■	■	■	2,700	都市計画課
		特別指定区域内の地縁者住宅区域及び新規居住者住宅区域での住宅新築等による定住化の促進により、市街化調整区域での人口減少を食い止めることを目的とする。					

(2) 快適な生活空間の整備



番号	区分	事業名	年度			3か年の事業費 (千円)	課名
			R8	R9	R10		
		事業内容等					
5	重点	親元近居住宅取得等支援補助事業	■	■	■	37,800	都市計画課
		町内出身者などの子世帯が親元に住宅を新築等する場合に補助を行うことにより、町内の定住人口の増加を図るとともに、親子間の子育て支援や介護などの支え合いを促進する。					
6	拡充	健康づくり施設大規模改修事業	■	■		1,074,920	都市計画課
		健康づくり施設「いなみアクアプラザ」は平成18(2006)年10月に開設し、約20年が経過し老朽化が進んでいる。施設の長寿命化と適正な施設管理を継続するため、大規模改修により機能回復と改善を図る。					

(3) 快適な暮らしの基盤の整備



番号	区分	事業名	年度			3か年の事業費 (千円)	課名
			R8	R9	R10		
		事業内容等					
7	重点	デマンド型乗合タクシー運行事業	■	■	■	64,434	企画課
		稲美町地域公共交通計画の基本理念「ともに支え 未来につなぐ いなみの公共交通」を実現するため、既存の路線バスを補完する形でデマンド型乗合タクシー「あいのりいなみ」を運行し、高齢者をはじめとする地域住民の日常生活における町内交通手段の確保を図る。					
8	重点	町道維持補修事業	■	■	■	454,000	土木課
		舗装の亀裂、ひび割れ、沈下が著しいなど、車両通行に支障をきたしている町道を計画的に舗装の打換工事等を行うことにより、安全で快適な通行の確保及び騒音軽減等による住環境の改善を図る。					
9	重点	橋梁維持補修事業	■	■	■	66,591	土木課
		橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の修繕工事を計画的に実施し、住民の安全な生活を確保する。					
10	新規	水道事業会計支出事業	■			125,065	水道課
		物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギーや食料品価格等の影響を受けている生活者や事業者に対し、経済的負担の軽減を図る。					
11	新規	老朽主要配水管更新（耐震化）事業	■	■	■	429,019	水道課
		水道事業は、昭和45(1970)年に3つの簡易専用水道を統合し、町の発展と人口増加に合わせ施設の整備と拡張を行ってきた。現在、町内に埋設している水道管は、耐用年数40年を超えた管が全体の30%を超えており、早急な更新が必要となっている。また、配水管の耐震管率も約4%と低く、主要配水管から老朽化対策と耐震化を実施することで、安全・安心なおいしい水の安定供給を図る。					
12	新規	西部配水場総合監視装置更新事業	■	■		180,000	水道課
		各配水場と町内14か所の取水井を総合的に監視する集中監視装置の更新工事を行うことで、安全・安心なおいしい水の安定供給を図る。					
13	拡充	災害緊急用水道給水車購入事業	■	■		24,217	水道課
		現在、所有している給水車は、加古川市から平成24(2012)年に無償移管されたものであり、初期登録から27年が経過し、老朽化が進んでいる。 今後発生が想定される災害や断水に伴う事故が発生した場合に、迅速な給水活動を行うため、給水車を更新し、安全・安心な水の安定供給を図る。					
14	拡充	下水道広域化推進総合事業	■	■	■	51,987	水道課
		稲美町公共下水道事業は、加古川下流域下水道事業として公共下水道計画区域を設定し、昭和63(1988)年度に事業認可を受け計画的に事業を実施している。また、公共下水道計画区域以外の区域は、農業集落排水事業等を活用し生活排水の処理を行っている。 国は「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」において、持続的な下水道運営に向けた「広域化・共同化計画」を令和4年度までに策定する目標を設定し、兵庫県は令和5年3月に「兵庫県生活排水広域化・共同化計画」を策定し、農業集落排水処理場を含む下水道処理施設の統合に向けた計画が示された。 当町の農業集落排水事業は、下草谷地区外7地区を整備し生活排水の処理を行っている。 各地区の処理場は、平成24(2012)年度から平成30(2018)年度に処理槽や機器等の大規模改修を実施しているが、建築後約20年を経過した建物や機器の老朽化に伴う維持改修に多額の費用が想定されるため、農業集落排水事業区域を公共下水道事業区域に統合し、稲美町の生活排水の安定した処理と効率化を図る。					

(4) 自然豊かな環境の保全



番号	区分	事業名	年度			3か年の事業費 (千円)	課名
		R8	R9	R10			
事業内容等							
15	拡充	太陽光発電設備等導入補助事業	■	■	■	19,530	生活環境課
		住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電池システムに対する補助を実施し、カーボンニュートラルを推進する。 また、令和8年度からは非FIT型住宅用太陽光発電設備及び蓄電池の一体的な設置に要する経費に対し補助金を交付することにより、再生可能エネルギー設備のさらなる普及を図るとともに、2050年のゼロカーボンシティの実現をめざす。 ※非FIT:FIT(固定価格買取制度)の適用を受けていない再生可能エネルギー発電設備					
16	重点	広域ごみ処理事業	■	■	■	65,799	生活環境課
		東播臨海広域クリーンセンター「エコクリーンピアはりま」において、資源の有効利用や再生可能エネルギーの活用等、環境負荷の低減を図るとともに、環境学習の提供など2市2町(高砂市、加古川市、稲美町、播磨町)が連携した広域ごみ処理事業を推進する。 加えて、エコクリーンピアはりまのごみ焼却時の熱回収によって発電した電力(CO2フリー)を2市2町の公共施設で活用することにより、公共施設の電力使用によって生じる二酸化炭素排出量を削減するとともに、電力や電気料金を地域内で循環させる。					

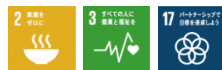
(5) 安全な暮らしを守る環境の整備



番号	区分	事業名	年度			3か年の事業費 (千円)	課名
			R8	R9	R10		
		事業内容等					
17	重点	防災備品備蓄事業	■	■	■	19,503	危機管理課
		地域防災力の向上のため、自助・共助・公助の役割分担を踏まえつつ、必要最低限の物資を計画的に備蓄・調達することにより、災害発生直後の人命維持と避難生活の質の確保を目的とする。					
18	拡充	防犯カメラ整備運用事業	■	■	■	81,984	危機管理課
		地域団体が行う防犯カメラの更新等を促すとともに、町内全域に町が管理する見守りカメラを設置することで、通学時や外出時の住民の安全確保を図る。					
19	拡充	防犯灯・街灯維持管理事業	■	■	■	89,239	危機管理課
		防犯灯・街灯を計画的に増設することにより、夜間における歩行者の安全確保と犯罪の防止を図る。					

2. だれもが健やかに地域で暮らせるまち

(1) 健やかに暮らせる健康づくりの推進



番号	区分	事業名	年度			3か年の事業費 (千円)	課名
			R8	R9	R10		
20	拡充	子どもの任意予防接種助成事業	■	■	■	1,656	こども課
		任意予防接種に係る接種費用の一部を助成することにより、疾病の発生及び重症化を予防するとともに、子育て家庭への経済的負担の軽減を図る。					

(2) 安心して妊娠・出産・子育てができる社会の実現



番号	区分	事業名	年度			3か年の事業費 (千円)	課名
			R8	R9	R10		
21	新規	こどもつながり訪問事業	■	■	■	6,300	こども課
		児童虐待等のリスクを軽減するため、地域の中で支援を必要とするこども(18歳未満)がいる家庭を訪問し、食事の提供等を通じてこどもの状況把握や必要な支援につなげ、地域の中で子育て世帯が孤立しないよう見守り体制の強化を図る。					
22	新規	こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業	■	■	■	13,320	こども課
		地域でこども達の育ちを支援するため、こどもの居場所の新設や継続に対するサポート等の支援体制の強化を図り、こども達が安全で安心して過ごせる居場所づくりを推進する。					
23	拡充	こどもの居場所づくり支援事業	■	■	■	11,358	こども課
		地域でこども達の育ちを支援するため、食事提供や団らん等を通して、こども達が安全で安心して過ごすことができる「こどもの居場所づくり」を推進する。					
24	新規	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	■	■	■	5,487	こども課
		すべてのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付(こども誰でも通園制度)を創設する。					
25	新規	保育所緊急整備事業	■			386,808	こども課
		当町の令和7年4月1日時点での待機児童数が7人で園児の受け入れ体制の確保が急務となっていることから、保育施設の創設に要する費用の一部を補助することにより、待機児童の解消につなげ、こどもを安心して育てることができる環境の整備を促進する。					
26	重点	出産祝い金支給事業	■	■	■	28,500	こども課
		乳児が生まれた世帯にお祝い金を支給することにより、その出生を祝福するとともにこどもを生み育てやすい環境づくりを推進する。また、子育て世帯への経済的支援を行うことで、児童福祉の向上及び少子化対策の推進を図る。					
27	繰越	物価高対応子育て応援手当支給事業	■			5,849	こども課
		物価高騰が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する。					
28	新規	産婦健康診査事業	■	■	■	5,781	こども課
		産婦の身体的な機能の回復、授乳状況及び精神状態を把握するための健康診査を実施し、産婦の健康管理及び産後の支援を行うことにより、産後うつ予防及び早期発見並びに新生児への虐待を予防することを目的とする。					

(3) だれもが安心して暮らせる地域共生社会の実現



番号	区分	事業名	年度			3か年の事業費 (千円)	課名
			R8	R9	R10		
		事業内容等					
29	拡充	緊急通報システム管理運営事業	■	■	■	10,203	健康福祉課
		在宅のひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置(あんしんボタン)を貸与し、当該高齢者等が急病・事故等の緊急時に、緊急ボタンを通じて外部の受信施設に通報し、状況に応じて近隣協力員への連絡や救急車の要請、警備員の駆けつけを行っている。利用者負担で実施している見守りセンサー(※)を令和8年度から公費負担とし、設置を推奨することにより、近年増加傾向にある孤立死の防止を図る。 ※見守りセンサー: 自宅に設置したセンサー装置が一定時間(18時間)動きを感知しなかった場合に自動的にナースコールセンターへ通報し、本人の状況確認を行うサービス。					
30	拡充	加古福祉会館空調設備等改修事業	■			57,801	健康福祉課
		災害時の福祉避難所に指定されている加古福祉会館の空調設備は、竣工から29年(多目的ホールは23年)が経過し、老朽化が進んでいることから、改修工事を行う。 なお、空調工事に併せて、照明設備のLED化も行う。					
31	新規	健康ウォーキング事業	■	■	■	2,790	健康福祉課
		いなみ健康づくりプラン(令和6年3月策定)では、「誰もが生涯にわたって健やかに暮らせるまち いなみ」を基本理念とし、身体活動・運動や休養・こころの健康など健康づくりに関する6つの分野別に目指す姿を設定し、住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう推進している。 多可町の「クアオルト®健康ウォーキング」は、豊かな森林環境下の中、主観的に「ややきつい」程度の運動強度で無理なく歩くことにより、糖尿病や高血圧などの生活習慣病の予防・改善に加え、心身ともにリラックスし睡眠の質の向上に効果があると言われている。 令和8年3月に多可町、播磨町の3町で連携協定を締結し、令和8年度から地域住民の代表者に多可町の「クアオルト®健康ウォーキング」等を体験していただくことで、町内全域にわたって心身ともに効果的なウォーキングの普及・啓発を図る。					
32	重点	障がい福祉計画等策定事業	■			2,497	地域福祉課
		障害者総合支援法及び障害者基本法に基づき、障がい福祉の向上を図ることを目的とした第8期いなみ障がい福祉計画及び第4次稲美町障害者基本計画を策定し、関連する他の福祉計画等との整合性を図り、地域共生社会の実現に向けた施策を推進する。					
33	重点	高齢者優待利用券交付事業	■	■	■	134,523	健康福祉課
		65歳以上の高齢者に対し、タクシー及びバス料金の一部を助成することにより、高齢者の交通手段の確保と負担の軽減を図るとともに、生活行動範囲及び社会参加の拡大を支援する。					
34	重点	带状疱疹任意予防接種費用助成事業	■	■	■	2,160	健康福祉課
		带状疱疹は、水痘(水ぼうそう)を起こす水痘带状疱疹ウイルスが原因で起こる病気で、加齢や疲労、ストレスなどで免疫力の低下をきっかけに再び活性化することで発症する。特に、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症すると言われている。発症後、早期に抗ウイルス薬を投与することで、治療効果を高め重症化予防に繋がるが、治療が遅れるほど、「带状疱疹後神経痛(PHN)」が長期間続くと言われている。 町では、令和6年度から50歳以上のすべての人を対象に带状疱疹任意予防接種費用の助成を実施しているが、令和7年度に主に65歳以上の人の带状疱疹ワクチンが定期接種(B類疾病)に位置付けられたことに伴い、50歳以上のすべての人を対象にした助成を令和7年度で終了する。令和8年度からは50歳以上の人のうち定期接種対象者を除く5歳刻みの人(50歳、55歳、60歳)を対象に、带状疱疹任意予防接種費用の助成を実施することにより、带状疱疹の早期治療を含めた発症予防と重症化予防を周知するとともに、高齢者等の経済的負担の軽減を図る。					
35	重点	介護保険事業計画等策定事業	■			2,589	健康福祉課
		介護保険法第117条に基づき、3年を1期とする稲美町が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(介護保険事業計画)を定める。					

3. 生涯にわたる学びを充実し夢と志を育むまち

(1) 子どもの夢と志を育む教育の充実



番号	区分	事業名	年度			3か年の事業費 (千円)	課名
			R8	R9	R10		
事業内容等							
36	新規	未来をつくる学び推進事業	■	■	■	345	教育課
		「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実や、教科等横断的な学びや総合的な学習の充実等、児童生徒が学習したことを活用して、主体的に学びを深めるための指導方法を工夫していく必要がある。学校単位による実践的な授業研究を通じて子どもの探究心を引き出し、将来にわたり活用できる資質・能力の基盤を形成するとともに、町全体に研究成果の周知を図る。					
37	重点	幼・小・中一貫した国際理解教育推進事業	■	■	■	82,017	教育課
		幼稚園・小学校・中学校を通じた英語教育全体の充実を図るため、ALT等の外部人材を活用し、グローバル化に対応した教育環境づくりを推進するとともに、中学3年生を対象に英語外部検定試験を実施し、生徒の学習意欲の向上を図る。					
38	拡充	I C T利活用学校支援事業	■	■	■	316,239	教育課
		「GIGAスクール構想」を踏まえ、町立学校に通う全児童生徒にタブレット端末を貸与し、多様な子どもたち一人ひとりの能力や適性等に応じた学びや創造性を育むため、ICTを活用した学習活動の充実を図る。					
39	拡充	不登校児童生徒支援事業	■	■	■	107,897	人権教育課
		不登校児童生徒は増加傾向にあるため、新たな不登校を生まないような学校づくりを進め、不登校への早期発見・早期対応を学校や関係機関と連携して行い、不登校児童生徒に対するきめ細やかで継続的な支援を行う。					
40	新規	小学校施設照明設備等更新事業	■	■		71,264	教育課
		蛍光灯が、令和9年末までに製造と輸出入が廃止されること及びゼロカーボンシティの観点から、小学校の校舎に使用している蛍光灯をLED照明へ更新する。					
41	拡充	小学校屋内運動場空調設備設置事業	■			253,243	教育課
		児童の健康維持、体育活動等教育環境の向上のため、熱中症の予防や対策等とともに、災害時の避難所としての機能強化を図る。					
42	拡充	天満小学校長寿命化改修事業	■	■	■	945,087	教育課
		天満小学校は建築後45年が経過し、老朽化が進んでいる。長寿命化改修工事を行うことにより、施設の環境改善に取り組み、児童の安全性を確保し安心感のある施設環境を形成する。					
43	拡充	稲美中学校校舎外壁改修事業	■	■		135,221	教育課
		校舎の外壁や軒天、屋上防水等の外装を改修することで、生徒や職員、来校者等の安全を確保し、安心感のある施設環境を形成する。					
44	新規	中学校施設照明設備等更新事業	■	■		52,896	教育課
		蛍光灯が、令和9年末までに製造と輸出入が廃止されること及びゼロカーボンシティの観点から、中学校の校舎に使用している蛍光灯をLED照明へ更新する。					
45	拡充	中学校屋内運動場空調設備設置事業	■			171,987	教育課
		生徒の健康維持、体育活動等教育環境の向上のため、熱中症の予防や対策等とともに、災害時の避難所としての機能強化を図る。					

番号	区分	事業名	年度			3か年の事業費 (千円)	課名
			R8	R9	R10		
事業内容等							
46	新規	幼稚園施設照明設備更新事業	■			8,591	教育課
		蛍光灯が、令和9年末までに製造と輸出入が廃止されること及びゼロカーボンシティの観点から、幼稚園の園舎に使用している蛍光灯をLED照明へ更新する。					
47	繰越	稲美町立幼稚園施設再編等整備計画策定事業	■			12,310	教育課
		令和7年5月策定「稲美町立幼稚園の今後のあり方」において、町立幼稚園の今後の方針として、幼稚園の再編の検討、幼稚園給食の実施の検討等を示した。 幼稚園の園児数の推移を踏まえた、今後のあり方、運営方針、保護者ニーズに合った教育環境を整備することを目的とする。					
48	拡充	中学校部活動地域展開推進事業	■	■	■	115,431	生涯学習課
		稲美町では、部活動が果たしてきた役割を踏まえ、時代の変化に対応し、将来に渡って子どもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保するとともに、スポーツ・文化芸術活動を通して豊かな人間関係を築きながら心身の健やかな成長を遂げることを目的として、令和10年8月から、平日・休日ともに、生徒が地域の人々と共に活動する「稲美町の地域クラブ活動」＝「いなチャレ」を開始する。 令和8年度は、準備が整った一部の部活動について先行的に地域展開していくことで、生徒・保護者等への具体的な周知を図り、よりスムーズな本格実施をめざす。					
49	重点	放課後児童クラブ管理運営事業	■	■	■	182,499	教育課
		放課後に保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全な育成を図るとともに、保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるように支援する。					

(2) 地域と人を育む生涯学習の推進



番号	区分	事業名	年度			3か年の事業費 (千円)	課名
		R8	R9	R10			
		事業内容等					
50	重点	トップアスリート招待事業	■	■	■	3,000	生涯学習課
		稲美町スポーツ推進計画の政策目標のひとつである「“する・みる・ささえる”スポーツの推進」を実現するため、トップアスリートを招待して講演会やスポーツ教室を開催し、スポーツに親しむきっかけづくりの場を提供する。また、トップアスリートに接することにより競技の楽しさや難しさなどを間近で感じることで、スポーツの楽しさを共有するとともに、運動・スポーツを楽しむ習慣を身につけ、世界に羽ばたくスポーツ選手が育つオンリーワンな人づくり、まちづくりの実現をめざす。					
51	繰越	アーバンスポーツ施設整備事業	■			130,302	生涯学習課
		稲美町スポーツ推進計画の基本理念である「“する・みる・ささえる”スポーツを推進し、すべての住民が生涯スポーツを楽しむことができる環境づくり」を実現するため、アーバンスポーツ施設の整備を進める。 また、スポーツ人口の拡大や生涯スポーツの振興、地域の活性化や魅力あるまちづくりにつなげ、青少年健全育成の一翼を担う社会インフラ施設のひとつとなることをめざす。					
52	重点	町史編さん事業	■	■	■	59,318	生涯学習課
		稲美町史の発行から約40年が経過し、新たな町史を発行する。総合的で体系化された町史を編さん・発行することにより、住民の郷土に対する愛着の醸成を図るとともに、町に関する貴重な歴史資料を網羅的に収集、整理、保存し、次の世代につないでいく。					

(3) お互いを認めあう社会の実現



番号	区分	事業名	年度			3か年の事業費 (千円)	課名
			R8	R9	R10		
事業内容等							
53	重点	人権教育啓発事業	■	■	■	14, 148	人権教育課
		人権を認めあう人づくり、まちづくりの推進に向け、部落差別の問題をはじめとする様々な人権課題の解決をめざして、人権啓発活動を推進するとともに、児童生徒に対する人権教育や地域における人権学習と交流を通じて、住民の人権意識を高め、差別や偏見のない地域社会の構築をめざす。					
54	拡充	学校給食費管理事業	■	■	■	555, 675	教育課
		学校・教員の業務負担を軽減するとともに、徴収管理業務等の効率化等を図り、給食の安定的な実施と充実を推進していく。 小学校の給食費については、食材価格の高騰が続いている中で、食材費と国・県の給食費負担軽減交付金の差額を町が支援し、保護者負担を求めない完全無償化を実施することで、子育て世代の経済的負担の軽減を図る。 中学校の給食費については、食材費と保護者が負担する給食費の差額を引き続き町が支援することにより、子育て世代の経済的負担の軽減を図る。					

4. 地域の特性をいかした活力と魅力あるまち

(1) 地域の特性をいかした農業の振興



番号	区分	事業名	年度			3か年の事業費 (千円)	課名
			R8	R9	R10		
事業内容等							
55	新規	農業施設暑熱対策補助事業	■	■	■	19,500	産業課
		町内で施設園芸を行う農業者に対して、高温対策として導入した設備等の一部を補助することで、作業中における熱中症予防及び農作物の品質維持、収量確保を図る。					
56	拡充	有機農業推進事業	■	■	■	46,194	産業課
		令和8年2月8日に宣言したオーガニックビレッジを実現するため、農業者のみならず事業者や消費者を含めた体制をつくり、生産から消費までの一貫した流通や販路拡大、消費者の理解醸成を図る。					
57	重点	多面的機能支払事業	■	■	■	377,013	産業課
		農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動等に対して交付金を支払うことにより農地、農業用施設の保全を図る。					
58	重点	基幹水利施設整備事業	■			17,150	産業課
		天満大池土地改良区内の農業用排水施設（揚水機場）と草谷川地区のパイプラインの更新を行い、農地への安定的な用水の供給を行うとともに、継続的な営農を推進する。					

(2) 活力ある地域経済の振興



番号	区分	事業名	年度			3か年の事業費 (千円)	課名
			R8	R9	R10		
事業内容等							
59	重点	商工業振興補助事業	■	■	■	62,382	産業課
		稲美町商工会に補助を行うことにより、町内の商工業の振興及び活性化を図る。					
60	重点	稲美町プレミアム付商品券事業	■	■	■	440,000	産業課
		稲美町プレミアム付商品券を販売することで、購買力の町外流出防止及び個人消費を促進し、町内の商業の活性化を図る。					
61	繰越	稲美町地域振興商品券事業	■			328,098	産業課
		住民1人あたり10,000円の地域振興商品券を交付することにより、物価高騰の影響を受けている住民への支援や町内商工業の振興を図る。					

(3) 魅力ある交流・観光の推進



番号	区分	事業名	年度			3か年の事業費 (千円)	課名
		R8	R9	R10			
事業内容等							
62	重点	稲美町花火大会実施事業	■	■	■	36,000	産業課
		夜空を華麗に彩る花火を打ち上げることで、活力あるまちづくりをめざす。					
63	新規	稲美町観光情報発信事業	■	■	■	4,884	産業課
		観光動画やパンフレットを作成することで、まちの魅力を引き出すとともに、交流人口や関係人口の増加を図る。					
64	重点	にぎわい創出補助事業	■	■	■	9,000	産業課
		イベント等を主催する団体に補助金を交付することで、地域の活性化や町のにぎわいを創出するイベント等の開催を促すとともに、地域資源を活用した安全・安心なイベントの定着を図る。					

5. ともに進める持続可能なまち

(1) ともに進めるまちづくりの推進



番号	区分	事業名	年度			3か年の事業費 (千円)	課名
			R8	R9	R10		
事業内容等							
65	拡充	自治会掲示板設置等補助事業	■	■	■	600	企画課
		自治会における会員相互の連絡、町からの各種広報、その他自治会の公益的利用のために設置する掲示板に一部補助を行うことにより、自治会の広報活動を支援し、地域活動の活性化を図る。					

(2) 持続可能なまちづくりの実現



番号	区分	事業名	年度			3か年の事業費 (千円)	課名
			R8	R9	R10		
事業内容等							
66	新規	庁舎維持改修事業	■	■	■	50,811	総務課
		令和9年末で蛍光灯の製造と輸出入が禁止されることに加え、ゼロカーボンシティの観点から、庁舎本館の照明器具のLED化を含む改修工事等を行うことで、適切な施設維持や設備等の更新を図る。					
67	新規	公共施設等総合管理計画策定事業	■			4,802	総務課
		平成29(2017)年3月に策定した稲美町公共施設等総合管理計画は令和8年度で計画期間が終了する。第1期計画から10年が経過し、この間の社会情勢の変化、施設の現状・課題を改めて把握する必要がある。 総務省から示されている「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、第2期計画を策定することにより、将来の財政負担の軽減を図りながら老朽化対策等の施設管理に計画的に取り組む。					
68	重点	ふるさと納税推進事業	■	■	■	388,692	企画課
		ふるさと納税の返礼品を充実させるなど、町外に向けて情報発信を行い、ふるさと意識の醸成を図る。また、返礼品を提供する「ふるさと納税協力企業」を増やすことで、地域産業の振興につなげるとともに、自主財源の確保に寄与する。					
69	重点	総合計画等策定事業	■			4,150	企画課
		令和3年度に策定した「第6次稲美町総合計画」の前期基本計画が令和8年度に終了することに伴い、令和9年度から令和13年度を計画期間とする後期基本計画を令和7年度と令和8年度の2か年で策定することにより、引き続き基本理念である「ともにつくる 未来へつなぐ 稲美町」を実現することを目的とする。 また、総合戦略の第3期計画も合わせて策定し、「稲美町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との一体的な運用を行う。					